

池田地内地すべり箇所の危険除去と原状回復を即時求める決議

当該危険箇所は、平成27年頃から上部で民間事業者が切土や盛土を繰り返し行い、農地法や建築基準法等の法令違反を重ねながら営業を続いている状況にある。これに対し西原町は、農業委員会等関係部署において、今日まで度々指導を行ってきた。その間の平成28年4月、令和元年6月、令和3年6月と梅雨の時期に3度にわたり土砂崩落が発生している。特に町道池田2号線においては、崩落以降車両及び歩行者等の全面通行止めを行っている。しかしながら土砂崩落の量や範囲は年々拡大し、近接する沖縄自動車道近くまで迫っており、今後台風や集中豪雨等の影響で大規模な土砂崩落が懸念され、重大事故に繋がる非常に危険な状況にある。

町民から早期の危険除去並びに町道利用要請にも対応できない状況の中、本町土木課は、令和3年11月24日付西土第1091号において、沖縄県土木建築部長宛の要請を行った。しかしながら抜本的な対応がなされないため、令和7年1月29日付西都第598号で、沖縄県企画部長宛の要請も行ったが、状況は変わらない。

本件に対し本町議会は、当該地の危険性や法令違反を看過することはできない、よって沖縄県に対し関係法令による災害防止措置等の早急な対応を強く求める。

記

1. 早急に当該地滑り箇所の危険除去と原状回復を行うこと。
2. 法令に基づき当該事業者に対し厳格な処分を行うこと。
3. 早急に町道池田2号線の安全な通行を確保すること。

以上、決議する。

令和7年3月24日

沖縄県西原町議会

宛先

沖縄県知事 沖縄県議会議長